

平成24年 第1回定例会
防災農水商工常任委員会 説明資料

(議案補充説明)

- 議案第73号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定について」 1、(別紙1)
- 議案第74号「三重県観光振興基本計画の策定について」 2、(別紙2)

(所管事項説明)

- 1. 「『みえ県民力ビジョン・行動計画（仮称）（最終案）』に関する意見」への回答について 3
- 2. みえ県民力ビジョン・行動計画（案）について (別添1)
- 3. 首都圏営業拠点設置にかかる検討について 4
- 4. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画（案）について 6、(別添2)
- 5. 三重県水産業・漁村振興指針（案）及び三重県水産業・漁村活性化計画（案）について 7、(別添3)
- 6. 「みえ産業振興戦略」の検討状況について 8、(別添4)
- 7. 「クリーンエネルギーバー構想（骨子案）」について 10、(別添5)
- 8. 伝統産業・地場産業、地域資源を活用した産業の活性化について 11、(別添6)
- 9. 三重県観光キャンペーンについて 12
- 10. 中国河南省との観光・交流について 13、(別添7)
- 11. 包括外部監査結果に対する対応について 14、(別添8)
 - ① 平成23年度包括外部監査結果に対する対応方針について
 - ② 平成22年度包括外部監査結果に対する対応状況について
- 12. 各種審議会等の審議状況の報告について 16

○ 議案第 73 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の策定について」

1 策定の趣旨

農業及び農村の活性化に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、基本計画を策定します。

2 基本計画（案）の概要

（1）計画の期間

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間

（2）基本的な考え方と構成

三重県農業・農村の活性化のためには、食に対する県民の多様化する期待に応えるとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれることが重要であることを踏まえ、基本的な方針及び条例の基本的施策に基づく 4 つの基本施策を柱とした主要な目標や施策の展開内容を定めます。

（3）計画案の概要

第 1 章では、計画の策定趣旨や性格、計画期間を整理するとともに、第 2 章では、本県農業・農村を取り巻く環境や課題など計画推進にあたっての背景を整理します。

第 3 章では、農業・農村の活性化に向けた取組を進めるため基本的な考え方と 4 つの基本施策に基づく施策展開の内容を、10 年後を目標年度とする数値目標とあわせてお示しするとともに、第 4 章では、計画の着実な実践に向けた推進体制と、地域の創意工夫を重視し、地域の総合力を引き出していく「地域活性化プラン」の仕組みを位置付けます。

基本計画の構成については、別紙 1-1 のとおりです。

3 その他

基本施策の着実な実施と的確なマネジメントを行うため、別途、県の取組目標として別紙 1-2 のマネジメント参考指標を設けるとともに、具体的な事業内容や数値目標を記載した 4 年間の行動計画を策定します。

○ 議案第74号「三重県観光振興基本計画の策定について」

1 策定の趣旨

県、市町、県民、事業者、団体等の各主体が協働して、観光産業を、本県経済を牽引する産業の一つとして大きく育て、三重県観光の持続的な発展を図っていくため、平成23年10月に「みえの観光振興に関する条例」（以下、「条例」という。）を制定しました。

「三重県観光振興基本計画」は、同条例の理念を具体化し、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第21条の規定に基づき、策定するものです。

2 中間案からの主な修正点

平成23年第3回定例会11月会議の農水商工常任委員会において説明をいたしました「中間案」からの主な修正点は、以下のとおりです。

【新たな取組を加筆】

予算編成過程を経て、「本県が世界に誇る観光資源を活用した三重県観光の新たなモデル構築」にかかる取組を加筆しました。（計画P36）

また、国の施策の方向性等を受けて、「医療観光」と「スポーツ観光」にかかる取組を加筆しました。（計画P33）

【巻末に参考資料を追加】

より分かりやすくなるよう、巻末に、「参考資料」として、「用語の説明（用語集）」と「条例（本文）」を追加しました。（計画P48～P58）

3 計画案の概要

（1）計画期間

平成24年度から平成27年度までの4年間

（2）観光振興に関する施策

以下の基本方針のもと、5本の施策展開の柱からなる施策体系に基づき、三重県観光の持続的な発展に向けた施策を展開します。

【基本方針】

- 国内外に対する観光宣伝活動の強化
- 魅力ある観光地の形成及び人材の育成
- 観光旅行を促進するための環境の整備

【施策展開の柱】

- 式年遷宮の好機を生かした国内誘客
- 三重県の特性を生かした海外誘客
- 観光産業の高付加価値化
- おもてなしの心を形にする観光の魅力づくり・人づくり
- 利便性・快適性に優れた観光の基盤づくり

※計画案の全体概要については、別紙のとおりです。

1. 「『みえ県民力ビジョン・行動計画(仮称)(最終案)』に関する意見」への回答

防災農水商工常任委員会

整理番号	施策名等	主担当部局名	委員会意見	回答
3 1	施策341 三重県営業本部の展開	農水商工部	県民指標の目標項目について、何をもって「魅力ある地域」と判断するのかの根拠を明確にするよう要望する。	「魅力ある地域」とは、県外の方が、例えば「県産品を購入したい」、「観光目的で来県したい」、「本県で居住したい」と思つていただける地域のほか、「本県で立地・操業したい」と考えていただける地域、「本県の『歴史』、『文化』や『街並み・建造物』などに対して『独自性』や『愛着』等を感じる」とされる地域と考えています。 なお、これについては、県民の皆さんにわかりやすいものとなるよう「用語の説明」として記述します。
3 1	緊急課題解決8 日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト	農水商工部	プロジェクトの数値目標の目標項目について、調査対象の選定において、公平性が保たれるよう要望する。	経済のグローバル化が進み、県内(国内)産業の空洞化が懸念される中、当プロジェクトの取組により、県内外の企業が三重県内で操業しようとする実感を持てるよう、成果をあげることが重要であるとの考え方から、企業の実感度合を測る指標として、「操業しやすいと感じる企業の割合」をアンケート調査により把握することとしました。 調査対象の選定にあたっては、みえ産業振興戦略の策定などに向けて実施したアンケート調査の対象企業(5,322社)のうち、県内・県外両方に本社または事業所を有するすべての企業を対象とすることにより、公平性が保たれるようにしたいと考えています。

3. 首都圏営業拠点設置にかかる検討について

1 首都圏営業拠点の設置にかかる検討

三重県には、食・産品や観光等、魅力的な資源が存在しているものの、首都圏をはじめとする全国での認知度は必ずしも高くない状況です。このため、三重県の魅力を予感・体感できる効果的な情報発信拠点の設置(平成25年度)を検討しています。

【候補エリア】

(1) 銀座・有楽町

①概 要

高級店や百貨店が立ち並ぶショッピングゾーン等、多彩な機能が集積する地域。

②集 客

平日、休日の集客の差が少なく、観光客も含め様々な年代層が来訪。

③他県ショップ

熊本、鹿児島、石川、沖縄、高知、大分、山形、群馬、岩手

東京交通会館内（北海道、秋田、富山、和歌山、徳島・香川、

滋賀、静岡（東京観光案内所）

〔長野（ローソン内）〕

(2) 日本橋

①概 要

金融サービス企業、滞在施設、住居等の集積が進み、賑わいのある地域。

②集 客

平日はビジネス客、休日はショッピング客が来訪。百貨店を中心に年齢高めの購買力ある層が来訪。

③他県ショップ

島根、奈良、山梨、山口

(3) 新宿

①概 要

私鉄沿線からの乗降客数が多い。ビジネス街、歓楽街、ショッピング街等に区分されそれぞれの間での回遊性は低い。

②集 客

エリア全体の集客力は高いが、休日はゾーンにより差がある。

③他県ショップ

宮崎

2 首都圏営業拠点連絡調整会議の設置

首都圏営業拠点の設置に向け市町及び関係機関との情報共有を図るため、「首都圏営業拠点連絡調整会議」を設置し、その第1回会議を2月8日（水）に開催しました。

（1）構成員

市長会・町村会・商工会議所連合会・商工会連合会・中小企業団体中央会・農業協同組合中央会・漁業協同組合連合会・林業団体連絡協議会・観光連盟・物産振興会・農水商工部（部長：座長）

（2）第1回会議開催結果（概要）

- (1) 日 時 平成24年2月8日（水）10時～11時15分
- (2) 場 所 勤労者福祉会館 地階 特別会議室
- (3) 議 題
 - ・会議設置の趣旨説明
 - ・営業拠点設置に向けた検討状況、今後の進め方
- (4) 主な意見
 - ・首都圏での設置となると経費もかかるので、成果・目的を整理して情報を受発信できるシステムを作る必要がある。
 - ・設置目的を明確にして、客層などターゲットを絞るべきだ。
 - ・全国の県や市町村が53店を出店しているが、売上に差があり、事例の分析が必要だ。
 - ・農産物はロットがそろわない物も多い。首都圏では三重県の位置さえも知られていないので、三重県をしっかりと認識してもらえるよう情報発信をお願いしたい。
 - ・養殖マダイなど水産物のブランド化に取り組んでいるところであり、全国発信できればありがたい。
 - ・全市町が活用できるような場としてほしい。
 - ・首都圏からの観光客誘致について三重は不利だが、まずは三重県自体を知つていただくことが重要だ。常に観光情報の発信ができるのはありがたい。
 - ・拠点の効果、成果についての指標を数多く設定して、売上高のみで評価されないようにすべきだ。

3 今後の方針

今後候補エリア内での物件選定を進めるとともに、営業拠点の機能等について、首都圏営業拠点連絡調整会議のご意見等も取り入れ、検討を進めてまいります。

4. 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画（案）について

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画（以下「基本計画」）の基本施策の着実な推進に向けて、県の具体的な取組展開を示す平成24年度から平成27年度までの4年間を期間とする三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画・行動計画（以下「行動計画」）を策定します。

行動計画の策定にあたっては基本計画及び「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定作業、平成24年度当初予算編成過程などを踏まえて検討を進め、別添のとおり計画案を取りまとめました。

1 行動計画（案）の構成

行動計画には、基本計画の4つの基本施策に基づく基本目標指標と基本事業を設け、さらに基本事業には基本計画のマネジメント参考指標に基づく取組目標を位置づけるとともにその達成に向けた主要取組を具体的に記述しています。

第1章 基本的事項

- 1 行動計画の策定趣旨
- 2 行動計画の性格
- 3 行動計画の期間
- 4 行動計画の構成

第2章 具体的な施策の展開

- 1 基本施策I 安全・安心な農産物の安定的な供給
基本事業（1）～（4）
- 2 基本施策II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立
基本事業（1）～（5）
- 3 基本施策III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
基本事業（1）～（4）
- 4 基本施策IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出
基本事業（1）～（3）

第3章 計画の進行管理

- 1 基本的な考え方
- 2 県民の皆さんへの取組成果の公表

2 今後の取組について

本委員会でのご意見等を踏まえてさらに検討を進め、本年度内に策定したいと考えています。

5. 三重県水産業・漁村振興指針（案）および三重県水産業・漁村活性化計画（案）について

将来に希望のもてる三重県水産業・漁村の姿を明確にした上で、県・市町・流通業者・漁協・漁業者など関係者全てがそれを共有し、連携して取り組んでいくため、2012（平成24）年度から概ね10年先にめざす姿を明確にし、この実現に取り組む基本施策の展開方向を明らかにする「三重県水産業・漁村振興指針」を策定するとともに、この指針で掲げた施策の4年間の具体的な取組を示し、着実に実行していくため、「三重県水産業・漁村活性化計画」を策定します。

策定にあたっては「みえ県民力ビジョン・行動計画」の策定作業、平成24年度当初予算編成過程などを踏まえて検討を進める中で、より着実に施策の展開を図っていくため、「三重県水産業・漁村振興指針」および「三重県水産業・漁村活性化計画」を一体のものとして、別添のとおり取りまとめました。

1 三重県水産業・漁村振興指針（案）および三重県水産業・漁村活性化計画（案）の概要

三重県水産業・漁村振興指針では、「県民が期待する水産物を安定的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現」をめざし、

- (1) 水産業・漁村のマネジメント体制の確立
- (2) 高い付加価値を生み出す水産業の確立
- (3) 地域資源を生かした漁村の活力向上
- (4) 自然と共生する生産性の高い水産業・漁村の構築

の4つを施策の基本的な展開方向として、さまざまな取組を進めます。

また、これらの施策を着実に実行していくため、施策ごとに、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度までの4年間を計画期間として、取組内容を具体的に示す三重県水産業・漁村活性化計画を示し、期間内の数値目標も設け、的確な進行管理を行います。

2 今後の進め方

「三重県水産業・漁村振興指針」（案）および「三重県水産業・漁村活性化計画」（案）を基本として、漁業者や水産関係団体、市町等との連携を図りながら、社会情勢の変化や地域の実情に即して、水産業・漁村の振興に関する諸施策を推進し、県民の皆さんのが期待する水産物を持続的に供給できる希望ある水産業・漁村の実現をめざしていきます。

6. 「みえ産業振興戦略」の検討状況について

1 概要

「みえ産業振興戦略」については、検討会議を設置して検討を進めています。

第1回目の検討会議では、知事から国内の付加価値構造などを踏まえたマクロベースでの産業構造の変化、代表的企業の構造変化や、集計途中の約5,000社を対象とした企業アンケート調査などを踏まえたミクロベースでの企業構造の変化について、問題意識と論点を提示し、各委員に「今後の産業構造の変化や企業行動の在り方」について、意見交換していただきました。

その後、各委員の意見を踏まえて、「成長産業」「立地環境整備」「中小企業」「内需振興」「海外展開」「ひとつづくり」などのテーマごとに、分科会を設置して、具体的な取組を進めているところです。

そして、2月25日に開催しました第2回目の検討会議（2月25日）において、各分科会で検討している取組方向を中心に議論を行ったところです。

(1) 各分科会での検討状況（主な取組方向）

- ①「クリーンエネルギー」や「医療・健康」などの成長分野の産業振興（成長産業）
- ②国内外から県内投資を促進する新しい立地環境の整備（立地環境整備）
- ③外部連携や企業連合による中小企業の新事業展開の促進（中小企業）
- ④高付加価値型ビジネス及び顧客志向型サービス産業の振興（内需振興）
- ⑤世界成長市場への県内企業の参入の促進（海外展開）
- ⑥雇用に結びつく人材育成システムの構築（ひとつづくり）

(2) 企業アンケート調査

- ①国内市場での競争力・技術力の強化や、基盤となる人材の育成・確保が必要。
- ②今後の成長産業としてのクリーンエネルギー分野への期待。
- ③成長戦略として求められる海外進出（国内への還流を促進）。
- ④产学研官連携など外部連携の促進が必要（特に中小企業では、県研究所との連携）。
- ⑤複数の立地環境要因（専門人材、産業集積、交通インフラ、顧客近接性など）を踏まえた立地最適化の促進が必要。
- ⑥企業の社会的責任としての本業を通じた社会的問題解決・地域活性化の促進が必要。
- ⑦地域資源活用では、販売チャネルやマネジメント人材の確保、市場ニーズの把握が課題。

※実施期間 : 2011年9月2から同年10月まで

調査対象 : 5,322社（内 県内企業：4,106社、県外企業：1,216社）

中間集計企業数 : 1,099社（回収 20.7%）

　　県内 898社、県外 167社、無回答 : 34社

　　製造業 525社、非製造業 484社、無回答 : 90社

(3) 企業 1,000 社訪問（中間集計）

- ①顧客起点の発想や、感性価値・ストーリー性を取り入れた商品開発が必要。
- ②新たなパートナーを見つける支援が必要。
- ③価格競争からの脱却を目指したオンリーワン技術の確立が必要。
- ④海外展開では、現地情報の提供や海外展示会のアフターケアなど（継続的商談の支援等）、基本的なサポートが必要。
- ⑤人材育成に手間と時間をかけることができない状況。
- ⑥企業活動のタイミングやスピードにあわせた行政のスピード感が必要。

2 今後の取組方向

第2回目の各委員の意見を踏まえ、「成長産業」、「立地環境整備」、「海外展開（外需振興）」、「内需振興」、「中小企業」、「ひとつづくり」などの分科会で具体的な取組の検討を進め、各委員と更に議論を深めていく予定です。

今後も企業訪問などのヒアリングも進める中で、企業の肌感覚に近い戦略、そして、具体的なプロジェクトなどの取組が動き出す戦略を目指して検討を進めていく予定です。

（参考：検討会議の予定）

【第3回】

平成24年6月9日（土） 「最終とりまとめ（案）について」

7. 「クリーンエネルギー・バレー構想（骨子案）」について

1 「クリーンエネルギー・バレー構想」策定の背景

世界的な資源の枯渇、地球温暖化問題、さらには東日本大震災を契機にした電力需給の逼迫などを背景に、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギーの効率的利用等の省エネ推進、エネルギーの地産地消を実現し、地域全体の利用を最適化するスマートコミュニティの取組など、環境・エネルギー関連分野は今後の成長市場として期待されています。

また、国においては、本年7月から再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入されることとなっており、関連市場の拡大はさらに加速していくものと見られます。

2 取組の方向

創エネ（効率よくつくる）・蓄エネ（効率よく大量にためる）・省エネ（うまく使う）の技術開発の促進や、それらを総合的に組み合わせたモデル的な取組支援など、県内企業による環境・エネルギー関連分野の新たな製品・サービスへの事業展開を促進するための基盤整備を行い、関連産業の集積につなげます。

具体的には、国内外の企業や大学等の有識者をメンバーとした「クリーンエネルギー・バレー推進会議（仮称）」において取組を広く検討するとともに、県内中小企業が環境・エネルギー関連分野へいち早く進出するための仕組みとしての新技術・新製品の開発をめざしたネットワークづくりの支援をベースに、研究開発の促進、事業化促進、販路拡大・市場拡大、ひとつづくり、設備投資及び立地の促進等を連携させて取り組み、構想の実現をめざします。

3 今後の取組

国際的な市場や技術の動向、県内企業のポテンシャルを踏まえ、「みえ産業振興戦略」の委員企業をはじめとした関係企業へのヒアリングや「クリーンエネルギー・バレー推進会議（仮称）」における取組の議論をもとに、構想の具体的な検討を進めます。

また、先日の「みえ産業振興戦略」検討会議において

- ① 防災をテーマに離島などをフィールドにしたスマートコミュニティの実証実験
- ② 県内中小企業グループと連携した塩害対応型太陽光発電システムの研究開発

などの具体的な提案をいただいたことから、早急に検討を行い、本県の特色を生かした旗艦的なプロジェクトに仕上げます。

8. 伝統産業・地場産業、地域資源を活用した産業の活性化について

1. 現状

- (1) 伝統産業・地域資源を活用した産業の多くは、幅広い裾野を持ち、地域の雇用や経済を支えてきました。しかしながら、昨今のライフスタイルの変化や消費者ニーズの多様化による需要の低迷、輸入品による価格競争や従事者の高齢化・人材不足など厳しい環境にあります。
- (2) 地域資源を活用した商品については、一部、消費者の支持を得て売り上げを伸ばしているものもありますが、概して認知度が低く、同様の商品との違いが出せず、また、生産ロットが小さく流通ルートに乗りにくいなど、思うような販売実績があげられないという課題もあります。

2. 今後の方針

こうした地域産業を活性化していくためには、単に「商品」や「サービス」を作り、売る従来のビジネスモデルから、商品そのものの機能に加え、その背景にある歴史・文化・人といった「ものがたり」などを、それに共感してもらえるような特定の消費者に新たな価値として提供する「価値創造型の産業」へと転換していく必要があります。

3. 平成24年度の取組

(1) 棚卸と再発見の場づくり

事業者や事業組合、商工関係団体、市町とともに、専門家など外部の視点も入れ、歴史や文化なども含めた様々な資源の「棚卸と再発見」の場づくりを進めます。

(2) 販路拡大、ブランド化等の促進

洗い出した強みを生かした、事業者自らが行う戦略的な販路開拓や後継者の確保と技術の伝承・向上の取組、クリエーター等を活用し、伝統工芸品や地域の資源を総合的にデザインしたブランド化に向けた取組などを支援します。

(3) 価値の見える化とネットワークづくり

商品やその作り手の魅力を効果的に伝えるための映像化の取組促進や、首都圏で、観光や県産品を含めて三重を総合的に売りこむためのネットワークづくり、全国のキーパーソンなどと連携した、ローカルとローカルによる商品開発や販路拡大などにつながる仕組づくりを促進します。

(4) 商品等の特徴をふまえた効率的な流通促進

三重の伝統工芸品や地域資源活用商品を、歴史・文化・人などの情報とあわせて、効率的な場所と方法で発信し、販路拡大を促進します。

9. 三重県観光キャンペーンについて

1 目的

式年遷宮の好機を生かし、県内の魅力ある観光資源や「日本人の旅の原点」といわれるお伊勢参りの魅力の一つであるおもてなしの心、日本人の「こころ」や「きずな」を再認識することができるキャンペーンを展開することで、来訪者の満足度を高め、遷宮後も多くのお客様に訪れていただくことを目指します。

2 期間

平成24年度から平成27年度までの4年計画で展開します。

3 概要

(1) 実施主体

三重県観光キャンペーン推進協議会（仮称）（市町、観光事業者、交通事業者、県ゆかりの企業、県の取組を応援してくれる団体、大学、NPO等）

(2) 主な内容

① 情報発信

テレビや情報誌などのメディアに加え、県ゆかりの企業等とのネットワークを構築し、それぞれの企業の特徴や強みを活かした情報発信を行います。

② 誘客活動

地域イベントとの連動や「遷宮」「街道」「食」などをテーマに広域で取り組むイベントの開催、本県を舞台とした映画、ドラマのロケ誘致やロケ地めぐりの情報発信等により誘客を図ります。

③ 県民参画

キャッチフレーズやロゴ、キャラクターを全国から公募し、三重県及び三重県観光のシンボルとして活用を図ります。また、「おすすめスポット」や「おすすめ三重の旅」を県民から公募し活用を図ることで、県民の郷土に対する誇りと愛着を醸成し、より魅力的な観光地づくりを行います。

④ 他県との連携

出雲大社の大遷宮（島根県）や古事記・日本書紀（奈良県他）、モータースポーツ（栃木県他）など共通テーマに取り組んでいる他県と連携し、効果的な情報発信を行います。

⑤ おもてなしの向上

おもてなしの最前線で活躍している人たちを広く紹介することで、「お伊勢参り」や「熊野詣で」から続く三重県観光の魅力をPRします。また、講演会等を通じて、おもてなしの心を形にし、旅行者の満足度を高めつつリピーターの創出を図ります。

内容については、推進協議会において協議し取り組んでいきます。

(3) スケジュール

平成24年3月	キャンペーン準備会の立ち上げ
平成24年7月	推進協議会設立、キックオフ大会の開催
平成25年度	プレキャンペーンの実施
平成26年度	キャンペーンの実施
平成27年度	フォローアップキャンペーンの実施

10. 中国河南省との観光・交流について

1 経緯

三重県と河南省は、1986年11月に友好提携を締結し、その後25年間様々な交流を行ってきました。

昨年8月29日、友好提携25周年を記念し、知事が河南省を訪れた際に、今後、観光を通じて交流を深めるとともに、経済的発展を期待し、「観光・交流の推進に関する協定」を締結しました。

2 現在の取組状況

「観光・交流の推進に関する協定」の締結後、河南省旅遊局と協定内容の具体化に向けて検討を行ってきました。本年2月に、今後の取組について協議を行い、以下のとおり確認しました。

[確認事項]

(1) 協議体制の構築

協議内容を着実に具体的な成果に結びつけていくため、半年に1度、交互に訪問し協議を行います。次回は9月に河南省が来県予定です。

(2) 情報交換の推進

相手方の観光情報を速やかに取得できるよう、相互の観光サイトにリンクを張ったり、相手方の観光情報を掲載する方向で検討しています。

(3) 相互の旅行商品の流通

旅行商品造成のため、河南省の旅行会社等の視察旅行を、3月下旬に実施することで調整しています。また、次年度に本県の旅行会社等の視察旅行を計画しています。

(4) 観光宣伝における協力関係の強化

相互に観光週間を定めて観光展を行うこととし、開催時期について調整しています。また、情報紙等で相互の観光資源の宣伝を行います。

(5) 直行便の就航に向けての協力

就航に向けては、需要の醸成が必要であり、相互の観光PRを深め需要の掘り起こしに努めます。

3 今後の対応

来年度、観光・国際局に組織改正されることを踏まえ、観光振興を戦略的かつ重点的に展開し、先進的な国際交流を構築していくことが重要であると考えています。今後、国際交流推進の観点から、また、本年が日中国交正常化40周年という節目に当たることから、河南省旅遊局と連絡を密にしながら、具体的な事業の実施に向け取り組んでいきます。

また、河南省旅遊局も観光・交流に積極的なことから、これを機に事業の効果的な展開に向け、三重県外国人観光客誘致促進協議会を始め県内事業者の方々と連携しながら将来の誘客につながる取組にしていきます。

11. 包括外部監査結果に対する対応について

1 平成23年度包括外部監査結果に対する対応方針について

(1) 包括外部監査の実施

地方自治法252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査が実施されました。

(2) 実施テーマ

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

(3) 監査の視点

- ① 損失補償等及び貸付金に関するリスクをどのように管理しているか。
- ② 損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性があるかどうか。
- ③ 損失補償等、貸付金及び補助金等は政策目的を達成するために有効に機能しているかどうか。
- ④ 補助金等の支出は公益上、必要と認められる事業に支出されているか。
- ⑤ 損失補償等、貸付金及び補助金等に関する事務の執行が、関連法令や条例・規則等に準拠しているかどうか。

(4) 監査結果概要

農水商工部関係は、所管する3団体と所管外1団体への貸付金について監査を受け、次のとおり結果16件、意見18件がありました。その他、共通意見が2件でした。

団体名	結果	意見	備考
(財)三重県農林水産支援センター	6	3	
(財)三重県産業支援センター	10	11	
三重県信用保証協会	—	2	
三重県土地開発公社	—	2	ニューアクターひさい工業団地関係分

注：【結果】関連法令や条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項

【意見】監査人としての主観的な判断で意見を述べたもの

(5) 各団体の監査結果及び対応方針

包括外部監査において指摘等がありましたことについては、別添資料のとおりです。県としては、今後対応方針に沿った処理がなされるよう、各団体に対して指導、助言を行っていきます。

《主な結果事項》

(財)三重県農林水産支援センター

- ① 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について
 - ・同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】… P1(2)
 - ・保有土地の計上区分について【結果】… P2(4)

(財)三重県産業支援センター

- ① 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について
(資金・経営支援事業)
 - ・規定に従った債権区分について【結果】… P5(4)
 - ・同一債務者に対する異なる債権区分について【結果】… P6(5)
- ② 貸付金の回収可能性について
(資金・経営支援事業)
 - ・担保提供者からの法的回収について【結果】… P6(6)
- ③ メッセウイング・みえ管理運営事業
 - ・減損会計の適用について【結果】… P13(20)
 - ・建物の減価償却計算について【結果】… P13(21)

(6) 今後のスケジュール

- ・平成 24 年 3 月 2 月議会常任委員会において監査結果及び対応方針を報告
※H22 年度対応結果も併せて報告
- ・平成 24 年 4 月 H22 年度対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）
- ・平成 25 年 3 月 2 月議会常任委員会において対応結果を報告
- ・平成 25 年 4 月 対応結果を監査委員へ報告（公報掲載）

2 平成 22 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

「研究開発機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理」をテーマに包括外部監査が実施され、農水商工部関係の団体は、次の 4 研究所が監査を受け、結果 19 件、意見 57 件がありました。その他、研究所共通としては結果 1 件、意見 8 件でした。

特に薬品の管理や備品の管理等についての結果、意見が多くあり、

- ・年 2 回以上の棚卸し（実際の在庫と帳簿上の在庫の確認）の実施
- ・薬品受払簿の記載漏れの防止
- ・耐震対策の実施の徹底
- ・薬品庫及び保管する部屋の施錠の徹底
- ・使用期限切れ及び使用しない薬品の廃棄処分

等、薬品関係について、部の危機管理担当が各研究所を周り、改善状況を確認、改善指導をしたところです。

※対応結果の詳細については、別添資料のとおりです。

研究所名	結果	◎	○	△	意見	◎	○	△
工業研究所	6	6	—	—	22	22	—	—
農業研究所	8	8	—	—	18	18	—	—
畜産研究所	2	2	—	—	4	4	—	—
水産研究所	3	3	—	—	13	13	—	—

※ ◎:対応済み ○:改善に着手 △:検討中

12. 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成23年11月22日～平成24年2月14日)

(農水商工部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成24年1月18日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他3名出席
4 質問事項	1 「(仮称)スーパーセンターオークワいなべ店」(いなべ市)の新設に係る届出について(1回目) 2 「マルヤス松阪川井町店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目)
5 調査審議結果	1 「(仮称)スーパーセンターオークワいなべ店」(いなべ市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明 委員から、騒音対策等について4点の指摘事項があり、継続審議 2 「マルヤス松阪川井町店」(松阪市)の新設に係る届出について(1回目) 事務局から届出資料に基づき、駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項及び廃棄物に係る事項等について説明 委員から、交通整理員の配置計画等について3点の指摘事項があり、継続審議
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	平成24年2月6日
3 委員	【会長】桜花学園大学 教授 森田 優己 他3名出席
4 質問事項	<p>1 「(仮称) スーパーセンターオークワいなべ店」(いなべ市) の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>2 「マルヤス松阪川井町店」(松阪市) の新設に係る届出について(2回目)</p>
5 調査審議結果	<p>1 「(仮称) スーパーセンターオークワいなべ店」(いなべ市) の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>事務局から、前回指摘(騒音対策の再検討、路面表示等の再検討、駐車場の夜間利用制限周知方法の検討、従業員用駐車場配置の再検討)に対する設置者側の回答について説明</p> <p>設置者側の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審</p> <p>2 「マルヤス松阪川井町店」(松阪市) の新設に係る届出について(2回目)</p> <p>事務局から、前回指摘(交通整理員配置計画の再検討、駐車場内案内看板設置の検討、騒音資料の追加)に対する設置者側の回答について説明</p> <p>設置者側の回答は概ね妥当なものと判断され、今回で結審</p>
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県観光審議会
2 開催年月日	平成24年1月18日
3 委員	【会長】三重大学人文学部准教授 石阪 睦規 他9名出席
4 質問事項	三重県観光振興基本計画(仮称)(最終案)について
5 調査審議結果	<p>事務局から、三重県観光振興基本計画(仮称)(最終案)の検討状況を説明しました。</p> <p>同内容について、各委員から了承いただいたほか、三重県観光のさらなる発展に向けての助言や提案をいただきました。</p> <p>主な意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PRにおいては、どのような言葉を用いるかが大事である。消費者から見た分かりやすさが求められる。 ・観光は、食をはじめ、さまざまなものを組み合わせることが大事である。 ・マーケティングを基本に据えた観光振興に取り組んでいくべきである。 ・三重県に住む人が、三重県を愛し、三重県のことを一番よく知っていることが、来訪者に三重の良さを伝え、リピーターを創出することにつながる。
6 備考	

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」（案）の概要

別紙 1-1

第1章 基本計画策定の考え方

1. 策定の趣旨

農業及び農村を取り巻く情勢の変化に対応し、食や農に対する県民の多様化する期待に応えていくとともに、将来にわたって農業が持続的に営まれる農村地域の確立に向け、めざすべき将来の姿とそれを実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な計画として、策定する。

2. 計画の性格

県の食を担う農業及び農村の活性化に関する施策の基本となる計画であるとともに、農業者、関係機関をはじめ、消費者の方々の参加を得る中で、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの。

3. 計画の期間

平成24年度(2012年度)から10年後を見通す。

なお、基本計画に基づく施策の着実な推進と的確なマネジメントを行うため、具体的な取組展開を示した「行動計画」を策定する。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1. 食と農業及び農村を取り巻く環境の変化

- (1) 人口減少社会の到来
- (2) グローバル化の進展
- (3) 地球環境問題の深刻化と世界の食料事情
- (4) 人びとの価値観やライフスタイルの変化
- (5) 情報通信等技術革新の進展
- (6) 食料自給率の低下と国農政の転換

2. 三重県の農業及び農村の現状と課題

- (1) 耕地
 - ・耕地面積、耕作放棄地、耕地利用率、等の状況
- (2) 農業者
 - ・農家数、農業就業人口、認定農業者、農業生産法人、新規就農者、等の状況
- (3) 農業生産
 - ・農業算出額、食料自給率、農業所得、農産物・生産資材価格、6次産業化への取組、等の状況
- (4) 野生鳥獣による被害
 - ・鳥獣被害金額、等の状況
- (5) 農村社会
 - ・高齢化、混住化、生活基盤整備、農山漁村交流人口、等の状況

第3章 基本方針

1. 農業及び農村の活性化に向けた基本的な考え方

(1) 農業及び農村の果たす役割

- ①食料の持続的な供給
- ②多面的機能の発揮
- ③地域経済と就業の場を担う産業

(2) 取組展開に向けた基本視点

「県民力による協創の三重づくり」とあわせ、次の3つの視点を施策展開のベースに置く。

- ①消費者の視点に立った「売れる農業」の展開
- ②将来にわたる農業の持続的発展
- ③地域の創意工夫を重視した施策の展開

(3) めざすべき将来の姿

- ①安全・安心な農産物が、安定的に供給されている姿
- ②多様な農業経営が確立され、本県農業が持続的に発展する姿
- ③地域の特性を生かした取組が展開され、農村が振興される姿
- ④農業及び農村を起点として、新たな価値の創出が図られる姿

2. 三重県の農業及び農村の活性化に向けた施策の展開

県民生活の安定と地域経済の健全な発展に資するため、農業及び農村の果たす役割を踏まえて、4つの基本施策と基本目標を定める。

(1) 基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
食料自給率(カロリーベース)	42% (平成21年度)	51% (平成32年度)

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①需要に応じた水田農業の推進
- ②消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- ③活力ある畜産業の健全な発展
- ④農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

(2) 基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立

県農業が持続的に発展できるよう、意欲と経営感覚にあふれる多様な農業者の確保・育成に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農業経営体数(認定農業者、集落営農組織等)	2,346 経営体	3,000 経営体

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- ②地域の持続的な営農の仕組みづくり
- ③多様な農業経営体の確保・育成
- ④農業生産基盤の整備・保全
- ⑤農畜産業技術の研究開発と移転

(3) 基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

農業及び農村が多面的機能を発揮できるよう、快適な農村環境の整備や都市や地域住民との連携構築に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
農山漁村地域の交流人口	5,086千人(平成22年度)	5,670千人(平成32年度)

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①安全・安心な農村づくり
- ②獣害につよい農村づくり
- ③人や産業が元気な農村づくり
- ④多面的機能の維持増進

(4) 基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食と農との結び付きの強化と、農を起点とした新たな価値の創出に取り組む。

基本目標	平成23(2011)年度【現状】	平成33(2021)年度【目標】
県産品に対する消費者満足度	25%	60%

<目標達成に向けた施策展開の内容>

- ①新たなビジネス創出に向けた基盤づくり
- ②新たなマーケティング戦略の展開
- ③県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり

第4章 推進体制の整備

1. 計画の推進体制

県、市町、農業者、関係団体等の担う役割を明確にし、適切な役割分担のもと、連携・協力を基本姿勢として計画の推進に取り組む。

2. 地域活性化プランへの支援

地域の創意工夫を重視した施策展開を図るため、集落や産地等の主体的な取組を支援する仕組みとして、市町や関係団体との連携・協力体制を構築し、地域の取組意欲の増進を図りつつ、地域活性化プランの策定と実践に対する支援に取り組む。

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画のマネジメント参考指標について

本基本計画に基づく施策の着実な実施と的確なマネジメントを行うための県の取組目標として、4つの基本施策に以下のマネジメント参考指標を設けます。

1. 基本施策 I 安全・安心な農産物の安定的な供給

施策展開の内容	マネジメント参考指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成33年度)
(1) 需要に応じた水田農業の推進	水田利用率 [指標の説明] 水田面積における作付面積の割合	93%	102%
(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地增加数 [指標の説明] 契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数	—	40产地
(3) 活力ある畜産業の健全な発展	近隣府県の畜産産出額に占める割合 [指標の説明] 近隣府県(中京、近畿圏内の三重県を含む2府7県)の畜産物の産出額に占める本県の割合	13.7% (平成22年度)	14.7% (平成32年度)
(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合 [指標の説明] 「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合	10%	80%

2. 基本施策 II 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

施策展開の内容	マネジメント参考指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成33年度)
(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化	地域活性化プラン策定数 [指標の説明] 地域や産地などを単位に策定される農業・農村の活性化のための活動プランの数	50プラン	550プラン
(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり	持続的な営農の仕組みを有する集落の割合 [指標の説明] 県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合	29%	75%
(3) 多様な農業経営体の確保・育成	新規就農者数 [指標の説明] 県内で農業へ就業した45才未満の人の数	108人 (平成22年度)	110人
(4) 農業生産基盤の整備・保全	基盤整備済み農地における担い手への集積率 [指標の説明] パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率	33%	60%
(5) 農畜産技術の研究開発と移転	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数(累計) [指標の説明] 農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数 ①開発技術、②県が開発した特許・品種等	—	250件

3. 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進

施策展開の内容	マネジメント参考指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成33年度)
(1)安全・安心な農村づくり	生活環境を整備する農山漁村集落数	2集落	36集落
[指標の説明] 新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数			
(2)獣害につよい農村づくり	野生鳥獣による農業被害金額	473百万円 (平成22年度)	331百万円 以下 (平成32年度)
[指標の説明] サル、ニホンジシカ、イノシシ等による農業の被害金額			
(3)人や産業が元気な農村づくり	「いなかビジネス」の取組数	101件 (平成22年度)	260件
[指標の説明] 中山間地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数			
(4)多面的機能の維持増進	農村の資源保全活動対象集落数	424集落	600集落
[指標の説明] 農業・農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数			

4. 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

施策展開の内容	マネジメント参考指標	現状値 (平成23年度)	目標値 (平成33年度)
(1)新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数(累計)	—	55件
[指標の説明] 企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するフードイノベーション・プロジェクト等の創出数			
(2)新たなマーケティング戦略の展開	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率	100	120
[指標の説明] 県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成23年度を基準(100)とする伸び率			
(3)県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり	企業との連携による食育等のPR回数	—	8回
[指標の説明] 企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数			

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

「みえの観光振興に関する条例」第21条の規定に基づき、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定します。

2 計画の性格

本計画は、県が取り組む観光振興に関する施策等を明らかにした行政計画です。

また、本計画は、「みえ県民力ビジョン」における「協創」の考え方を踏まえ、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等さまざまな主体の力を結集し、めざすべき三重県観光の将来の姿とその実現に向けた方向性を共有するための共通指針となるものです。

3 計画期間

概ね10年先を見据えつつ、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）までの4年間とします。

第2章 三重県観光の現状と課題

1 観光を取り巻く環境

- 人口減少社会の本格化
- 東日本大震災による観光需要の減少
- 旅行に関する国民の意識等の変化
- 観光立国への推進

2 三重県観光の現状

- | | |
|-------------|----------------|
| ○入込客数等の推移 | ○三重県観光に対する期待 |
| ○観光旅行者の動向 | ○観光消費がもたらす経済効果 |
| ○観光旅行者からの評価 | |

3 三重県観光振興プランの推進による主な実績と今後の課題

平成16年（2004年）11月に策定した「三重県観光振興プラン」に基づき、平成22年度（2010年度）までの6年余の計画期間を通じて、3つの観光戦略を展開しました。

「観光レクリエーション入込客数」については目標を達成することができたものの、「観光客満足度」については未達成となり課題を残しました。

第3章 基本方針と目標

1 めざすべき姿

- 観光産業の持続的かつ健全な発展が図られていること
- 県、市町、県民、事業者、関係団体がそれぞれの役割を担いつつ連携が確保されていること
- 本県の観光資源が有する魅力を生かして県内外からの観光旅行が促進されていること
- 観光旅行者の満足度の向上が図られていること
- 本県の観光資源が有効に活用され、かつ、次の世代に継承が図られていること
- 地域の環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られていること

2 基本方針と施策体系

遷宮後も持続する三重県観光のさらなる発展に向けて、以下の基本方針のもと、さまざまな主体が力を合わせ、観光産業を地域に密着した産業として大きく育てる等、施策を展開します。

（基本方針）

- 国内外に対する観光宣伝活動の強化
- 魅力ある観光地の形成及び人材の育成
- 観光旅行を促進するための環境の整備

（施策体系（施策展開の柱））

- ➡ ○式年遷宮の好機を生かした国内誘客戦略
- 三重県の特性を生かした海外誘客戦略
- 観光産業の高付加価値化戦略
- おもてなしの心を形にする
観光の魅力づくり・人づくり戦略
- 利便性・快適性に優れた観光の基盤づくり戦略

3 計画目標

項目	項目の説明	現状値	目標値 (平成27年度)
観光消費額	観光旅行者が県内において支出した観光消費額（交通費、宿泊費、飲食費、買物費等） 【観光・交流室「観光消費額推計表」】	4,449億円 (平成22年)	5,250億円
観光レクリエーション入込客数	県内の観光地を訪れた観光旅行者数を、全国観光統計基準に基づき集計した推計値 【観光・交流室「観光レクリエーション入込客数推計表」】	3,562万人 (平成22年)	4,000万人
観光旅行者満足度評点	県内の観光地を訪れた観光旅行者の満足度を100点満点に換算した数値 【観光・交流室「観光客実態調査」】	81.1点 (平成22年度)	100点
リピート意向率	本県を再び訪れたいと回答した観光旅行者の割合（7段階評価の上位2段階） 【観光・交流室「観光客実態調査」】	75.7% (平成22年度)	100%
県内の延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における延べ宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	708万人 (平成22年)	800万人
県内の外国人延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における延べ外国人宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	106,000人 (平成22年)	150,000人
観光における海外自治体等との連携事業数（累計）	海外の自治体等と連携し、観光旅行者の誘致に取り組んだ事業数 【観光・交流室「観光連携事業」】	0件 (平成22年度)	10件

三重県観光振興基本計画（案）の概要（2/2）

第4章 三重県観光の持続的な発展に向けた施策の展開

1 式年遷宮の好機を生かした国内誘客

施策展開の方向性

式年遷宮により全国からの注目が集まる絶好の機会を生かして、三重県の観光PRに取り組むほか、首都圏をはじめとする全国各地からの誘客を戦略的に進め、国内からの誘客の拡大をめざします。

- (1) 式年遷宮の好機を生かした観光PR・誘客のさらなる強化
- (2) 周遊性・滞在性の向上につながる誘客のしきみづくり
- (3) 体験型観光を通じた教育旅行の誘致

2 三重県の特性を生かした海外誘客

施策展開の方向性

三重県が世界に誇る観光資源を活用した情報発信の強化、有望な市場に対するミッションの派遣等により、海外における三重県の認知度を高めるとともに、他府県さらには海外自治体等との連携も図り、海外からの誘客の拡大をめざします。

- (1) 海外の市場動向に応じたプロモーション及び誘客活動の展開
- (2) 国及び他府県との広域連携の推進
- (3) 外国人観光旅行者の受入体制の整備充実

3 観光産業の高付加価値化

施策展開の方向性

観光産業を地域に密着した産業として持続的に発展させていくため、観光産業と、ものづくりなど他の分野の産業との組み合わせによる新たな価値の創出に取り組むとともに、観光事業者の経営革新に向けた取組の促進、経営基盤を強化するための環境整備等を進めるなど、観光産業の振興を図ります。

- (1) 観光産業の育成・振興
- (2) 観光産業の複合化による新たなツーリズムへの対応
- (3) 観光産業の高度化につながる県産品の魅力づくり

4 おもてなしの心を形にする観光の魅力づくり・人づくり

施策展開の方向性

地域における観光人材の育成、「おもてなし」の向上、郷土三重の良さや地域の魅力の再発見につながる取組の促進、さらには、世界遺産・熊野古道伊勢路の活用など地域が主体的に行う観光地づくりへの支援等を通じて、三重県の観光の魅力を高めます。

- (1) 観光地づくりを担う人材の育成（「おもてなし」の向上）
- (2) 県民の観光行動の促進
- (3) 地域の持続的な観光地づくりへの支援
【地域別観光振興の方向（北勢・中南勢・伊勢志摩・伊賀・東紀州）】

5 利便性・快適性に優れた観光の基盤づくり

施策展開の方向性

快適で美しい観光・交流空間づくり、観光旅行者の利便性の向上、観光旅行における安全の確保、観光振興に資する交通基盤の構築等、三重県への観光旅行を促進するための観光の基盤づくりを進めます。

- (1) 観光地の景観形成・快適な交流空間づくり
- (2) 人にやさしい観光地づくり
- (3) 観光旅行の安全・安心の確保
- (4) 観光振興に資する交通基盤等の構築

第5章 推進体制の整備

1 計画の推進体制

県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体がそれぞれの役割を担いながら、連携・協力して本計画を推進します。

2 観光統計の整備

観光統計の整備を、観光振興における重要なインフラ構築と位置づけ、市町、観光事業者及び観光関係団体との連携・協力を深め、旅行市場に関する情報・データの把握、観光旅行者の動向調査等、観光に関する情報の収集及び分析等を拡充させていきます。

3 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、各施策の進捗状況等を把握し、適切に進行管理を行います。また、進捗状況の結果については、年次報告書としてまとめ、公表します。